

---

## 平成26年第3回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

---

平成26年9月26日(金)

---

### 1. 議事日程第5号

平成26年9月26日(金) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 第 2 討論
- 第 3 採決
- 第 4 議員派遣について
- 第 5 委員会の継続審査の付託について
- 第 6 議員発議

意見書(案)の提出について

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 日程第 2 討論
- 日程第 3 採決
- 日程第 4 議員派遣について
- 日程第 5 委員会の継続審査の付託について
- 日程第 6 議員発議

意見書(案)の提出について

---

出席議員(16名)

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 宿 利 忠 明 | 2 番  | 大 谷 徹 子 |
| 3 番 | 石 井 龍 文 | 4 番  | 廣 澤 俊 幸 |
| 5 番 | 中 川 英 則 | 6 番  | 尾 方 嗣 男 |
| 7 番 | 菅 原 一   | 8 番  | 河 野 博 文 |
| 9 番 | 秦 時 雄   | 10 番 | 松 本 義 臣 |

11番 清藤 一 憲  
13番 藤 本 勝 美  
15番 繁 田 弘 司

12番 宿 利 俊 行  
14番 片 山 博 雅  
16番 高 田 修 治

欠席議員（な し）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 帆 足 浩 一

議 事 係 長 小 野 英 一

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 朝 倉 浩 平  
教 育 長 秋 吉 徹 成  
まちづくり  
推 進 課 長 穴 本 芳 雄  
税 務 課 長 石 井 信 彦  
住 民 課 長 衛 藤 善 生  
農林業振興課長兼  
農 業 委 員 会 梅 木 良 政  
事 務 局 長  
会計管理者兼  
会 計 課 長 本 松 豊 美  
教育総務課長 長 尾 孝 宏  
社会教育課長兼  
中央公民館長兼  
わらべの館館長 湯 浅 詩 朗

副 町 長 小 幡 岳 久  
総 務 課 長 河 島 公 司  
環境防災課長兼  
基地対策室長 藤 林 民 也  
福祉保健課長 江 藤 幸 徳  
建設水道課長兼  
公園整備室長 平 井 正 之  
商工観光振興  
課 村 木 賢 二  
人権同和啓発  
センター所長 山 本 五十六  
学校教育課長 米 田 伸 一  
行 政 係 長 秋 吉 正 彦

---

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いを申し上げます。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第9条の規定によりまして、写真撮影、録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されております。どうぞよろしくご協力を願ひ申し上げます。

本日の会議に、途中退席の届け出が提出されておりますので報告いたします。

議員につきまして、12番宿利俊行君、公務出張のため、途中退席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

## 日程第１ 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第１、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長菅原 一君。

○総務常任委員長（菅原 一君） おはようございます。

総務常任委員会報告を行います。

平成26年第３回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案１件について、９月16日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、庁舎駐車場用地購入予定地の現地調査を行い、調査終了後、委員会次第により審査をいたしました。

### １ 議案第69号 平成26年度玖珠町一般会計補正予算（第２号）

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億995万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億6,391万6,000円とするものであります。

今回の補正での主な内容は、（１）社会保障、税番号制度システム整備費として2,109万7,000円、（２）久留島記念館建設事業費として1,754万6,000円、（３）補助耕地災害復旧事業費として950万円、（４）庁舎駐車場用地購入事業として1,015万4,000円、（５）がんばる地域交付金事業として400万3,000円などを予算計上したものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）用地購入により、庁舎駐車場として整備が予定されているが、動線を含めた計画図等はあるのか。また、地権者からの申し入れと聞いたが、必要性はどうか。

（答）計画図等については、これから行っていく。また、来庁者の駐車場が狭いため、町民からの苦情等が以前から寄せられており、今回は現在の庁舎駐車場に隣接した土地であるため、購入することにしました。

（問）農村地域防災事業の内容は。

（答）農道橋（広域農道、八重垣橋）及び農道トンネル（農免農道、新矢野トンネル）の点検委託を行うものです。

（問）観光費の公有財産購入費の内容は。

（答）機関庫進入路整備に伴う、駐車帯用地が大字境で大字帆足と岩室にまたがっているため、大字岩室分の追加と鑑定評価による購入単価の変更により、追加を行うものです。

(問) 志免町機関車移設負担金の内容は。

(答) 志免町が既に契約していたアスベスト除去工事及び蒸気機関車解体処分工事契約の解約に伴う、業者に対する違約金について、志免町との協議により負担するものであります。

(問) 久留島記念館の展示等はどの範囲を考えているのか。また、展示スペース等の面積が足りないのではないかと。補助金等を活用した立派な記念館の新築は考えられないのか。

(答) 6月議会で町長が一般質問の回答の中で、久留島記念館の建設について申し上げた方針で予算計上を行ったところであります。久留島武彦に特化した記念館とするため、展示スペースは足りるかと考えていますが、別途耐火性を備えた収蔵庫を増設する予定です。

委員より、以前から幾度も久留島記念館や清田コレクション歴史民俗資料館等の文化施設について、一般質問等によって議論してきた中で、これまでとは一転した形で改築による久留島記念館建設が表明された。森藩を初めとする数多くの歴史的価値のある資料や、清田コレクション等は今後どうしていくのか。玖珠町の将来構想をまとめて示してもらいたいとの意見がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案1件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番尾方嗣男君。

○6番（尾方嗣男君） 議席番号6番尾方です。

用地購入ですけれども、駐車場の横と思うんですけれども、スペースは何台ぐらいとめられるスペースなのか。

○議長（高田修治君） 委員長。

○総務常任委員長（菅原 一君） スペースは何台という話でございますが、これは質疑の中であっただろうと思いますけれども、10台から20台というような回答でありました。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

1番宿利忠明君。

○1番（宿利忠明君） 1番宿利忠明です。

ただいまの駐車場の拡張ということで、町民から苦情があるから住民サービスのために拡張するということですが、以前から、この拡張する駐車場と正面玄関前の駐車場については、土曜、日曜は施錠して使えない、何とか開放してほしいというような声も聞かれておりますが、そのあたりについては何か話し合いをされましたでしょうか。

○議長（高田修治君） 委員長。

○総務常任委員長（菅原 一君） 今の駐車場の施錠についての問題については、委員会の中では特に議論はありませんでした。

○議長（高田修治君） ほかに。

8 番河野博文君。

○8 番（河野博文君） 8 番河野博文です。

この中で、久留島記念館のことについてでございますが、関係しております歴史的価値のある資料や清田コレクション等を今後どうしていくのかという意見があったということでございます。これに対して、執行部はどのように話を出されたのか。また、別途耐火性を備えた収蔵庫を増設する予定であるとあるが、ほかの部分に関してはどういうふうな形なものかお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 委員長。

○総務常任委員長（菅原 一君） 最後に報告した委員からの部分についての質問ですけれども、これについてはそういう意見があったというようなことで、当日の委員会の中での回答はありません。

それで2点目の収蔵庫、これは町長の話の中にもあったかと思いますが、改築の方向ですから、収蔵庫の部分についての文化財の調査が必要であるというようなことでございますので、それ以外については改築の方向ですので、必要ないというような、そういう答弁でありました。

○議長（高田修治君） 8 番河野博文君。

○8 番（河野博文君） ということは、清田コレクション等についてはこういう意見があったということだけであって、それから先の話は特にまだしていないということによろしいですか。

○議長（高田修治君） 委員長。

○総務常任委員長（菅原 一君） そういことですね。突っ込んだ話はありませんでした。

○議長（高田修治君） ほかによろしいですか。

1 番宿利忠明君。

○1 番（宿利忠明君） 1 番宿利忠明です。

伐株山の急傾斜整備事業では、将来的には展望レストランを建設して、移動キッチンカーですというような説明がございましたが、そうした運営等についてはこの点で話し合われましたでしょうか。

○議長（高田修治君） 委員長。

○総務常任委員長（菅原 一君） 委員会の中では、今おっしゃるような部分までの議論はありません。

○議長（高田修治君） 8 番河野博文君。

○8 番（河野博文君） 8 番河野博文です。

3回目ですけれども、この中に入っていないんですけれども、議案質疑の際に、教育振興費の中で小学校と中学校に対する図書費の減額があったんですけれども、その辺の話はされましたか。

○議長（高田修治君） 委員長。

○総務常任委員長（菅原 一君） そういう話は委員会の中ではありません。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長藤本勝美君。

○産業建設常任委員長（藤本勝美君） 産業建設常任委員会報告。

平成26年第3回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案6件について、9月16日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

議案第57号 玖珠町水道用水供給事業の設置等に関する条例の制定について

本案は、綾垣地区簡易水道事業の創設に伴い、水道用水を当該地区に供給する用水供給事業を設置するため制定するものです。

委員から、水道管の口径は幾らか。貯水槽はつくるのか。町水と直接つなぐのに、なぜ簡水なのか。時期はいつか。名称はなぜ綾垣地区なのか。水道料金は幾らか。水源はどこかとの問いに、執行部より、幹線は150ミリメートルです。上水道の管と簡易水道の管を直接接続するため、貯水槽は設置しません。県と協議を行い、簡易水道としました。平成27年度に測量と設計を行い、平成28年から工事の予定です。簡易水道につきましては、給水区域をわかりやすくするため地区名を使用しています。上水道の水道料金を基本と考えますが、簡易水道の維持管理費の上乗せも考えられます。陣ヶ台水源ですとの回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決するものと決しました。

議案第58号 玖珠町水道用水供給条例の制定について

本案は、議案第57号の創設に伴い、玖珠町が水道用水を供給することに関し、必要事項を定めるため制定するものです。

委員から質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第61号 玖珠町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

本案は、道路改築事業において、現行の曲線半径及び縦断勾配の値を緩和するため、条例の一部を改正するものです。

委員から、勾配緩和に伴うメリットは何か。該当する町道は何カ所あるのかとの問いに、執行部より、地域住民の利便性と経済性です。基準勾配の12%を超える町道は32路線ありますとの回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決するものと決しました。

議案第62号 玖珠町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、御幸団地建てかえに伴い、集会場用途廃止及び駐車場整備が完了したため、条例の一部を改正するものです。

委員から質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第70号 平成26年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,558万4,000円とするものです。

委員から、委託料について質問があり、執行部より、漏水箇所の調査委託費用ですとの回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第73号 平成26年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）

本案は、平成26年度玖珠町水道事業会計の収益的収入及び支出予定額の既決予定額に541万4,000円を補正し、1億8,006万3,000円とするものです。

委員から、委託料505万5,000円の公営企業新会計制度の支援業務についての質問があり、執行部より、国の新会計制度に沿った見直しを行うため、会計士に指導を仰ぐための費用であり、今回限りでありますとの回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案6件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） 12番宿利です。

議案第57号、玖珠町水道用水供給事業の設置等に関する条例の制定でございますが、財源負担の説明があったかどうか、まず。

○議長（高田修治君） 委員長。

○産業建設常任委員長（藤本勝美君） そこらの説明、また質問もありませんでした。

○議長（高田修治君） 12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） これは平成27年から測量を行おうとしておりますが、何カ年計画でなされるか、そこら辺の説明はあったかどうか。

○議長（高田修治君） 委員長。

○産業建設常任委員長（藤本勝美君） 4番にあるように、平成27年度に測量、設計を行うということですので、そこまでの審議はしておりません。

○議長（高田修治君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君）　こんにちは。

文教民生常任委員会報告を行います。

平成26年度第3回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案7件、陳情1件について、9月16日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第54号 玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

本案は、平成24年8月に、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために子ども・子育て支援法が成立し、平成27年4月からスタートする制度であり、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるための条例制定ですと説明がありました。

委員より、①本案はそれぞれの事業所が町に申請するのか。②既存の施設はどうなるのかと質問がありました。①事業所からの申請を町が受け、基準に合うかどうか調査した上で判断します。②既存施設のままで申請することも可能ですと回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第55号 玖珠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

本案は、議案第54号と関連して、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、玖珠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため提出するものですと執行部より説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第56号 玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

本案は、議案第54号と関連して、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため提出するものですと執行部より説明がありました。

委員より、幼稚園児の放課後預かりについては解決するのか。保護者の費用負担はどうなっているかと質問があり、執行部より、①幼稚園の園児は対象になりませんが、認定こども園の園児であれば、同じ施設の保育部門で預かることができます。現在の保護者負担は、登録している子供1人当たり、おやつ費等、月に4,000円となっていますと回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第59号 玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

本案は、父子家庭を新たに支援の対象とするために国の法律が改正されたため提出するものですと執行部より説明がありました。



委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第60号 玖珠町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について

本案は、議案第59号と同様に、父子家庭を新たに支援の対象にするために国の法律が改正されたため提出するものと執行部より説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第71号 平成26年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,636万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億1,810万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税の減額、前期高齢者交付金の減額、国民健康保険基金繰入金等の平成25年度決算の確定により補正を行うものです。

歳出の主なものは、一般管理費の委託料の増額（国保電算システム対応作業及び国保情報データベースシステム導入）、後期高齢者支援金精算後の減額、前期高齢者納付金・介護保険納付金等の確定により減額補正となりましたと執行部より説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第72号 平成26年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,535万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億5,505万2,000円とするものです。

歳入については、一般会計繰入金の減額、平成25年度決算繰越金の確定による増額です。

歳出については、介護認定調査等の減額、前年度繰越金の介護保険基金積立金等の増額、償還金確定による増額補正ですと執行部より説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 陳情第10号 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出を望む陳情書について

本陳情は、玖珠郡九重町大字松木196、日田・玖珠地区聴覚障害者協会会長安部茂己氏より提出されたものです。

趣旨は、手話が音声言語と対等な言語（日本語）であることを広く国民に広め、あらゆる場面での手話による情報の提供・獲得が行われ、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べるようにするとともに、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定することを求める意見書を、国の関係機関へ提出を求めるものです。

担当課長より、大分県議会が同陳情書を採択していること、県下の市町村議会では、大分市で本年6月定例会において継続審査、他市町村は玖珠同様9月定例会に上程中であると説明がありました。

委員より、町内で手話を必要としている人数についての質問があり、4名でありますと回答がありました。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案7件、陳情1件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員会委員長繁田弘司君。

○決算特別委員長（繁田弘司君） 決算特別委員会報告をいたします。

平成26年第3回玖珠町定例議会において、決算特別委員会に審査の付託を受けました平成25年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算認定案件7件、水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決案件1件について、9月10日、執行部出席のもと、審査した結果の報告をいたします。

本決算特別委員会は、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で審査に当たりました。

各案件の書類審査では、まず執行部に決算概要の説明を求め、質疑、審査を行いました。

結果、本定例会で付託を受けました平成25年度一般会計、各特別会計、水道事業会計の7件を原案のとおり全会一致で認定することに決し、水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決案件1件を原案のとおり全会一致で可決すべきものと決しました。

ややもすれば決算は、既に使われた予算であるからと軽視されがちですが、決算を認定するに当たり、意義として、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し、検証し、行政効果を客観的に判断するといった極めて重要な役割を担っています。また、この決算を認定することで、町長の向こう1年間の執行責任を解除する意味を持ち、平成25年度の決算を今後の財政運営の一層の健全化と適正化へ生かすようつけ加えます。

皆様から出された各議案の主な意見は、お配りした報告書の中に記載しています。ご一読お願いいたします。

以上、決算特別委員会に審査の付託を受けました決算認定案件7件、水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決案件1件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

決算特別委員会委員長に対する質疑を終わります。

## 日程第２ 討論

○議 長（高田修治君） 日程第２、これより討論を行います。

議案第54号の原案について反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第55号の原案に対して反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第56号の原案に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第57号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第58号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第59号の原案に対し、反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第60号の原案に対し、反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第61号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第62号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第69号の原案に対して反対意見の発言はありませんか。

8 番河野博文君。

○8 番（河野博文君） 議案第69号、平成26年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）について、反対の意見を申し上げます。

この補正予算書の歳出、36ページ、10款5項2目13節に計上している久留島武彦記念館建設における収蔵品運搬委託及び実施設計委託費についてでございます。

これまで、私たちは玖珠町民として、玖珠町を挙げて久留島武彦先生を顕彰し、また玖珠町のシンボルとして全ての事業を取り組んでまいりました。そして、今回6月議会で発表されました町長の中で、久留島武彦記念館に関して、今の若竹保育園を改修して使うということでございました。私たちもいろいろ話を聞く中で、一般質問の中でも行いましたが、まだ町民との間で多くの議論がされていないというような部分が多く見られます。

やはり、我々、一番大事にしている久留島武彦先生に関しての記念館をつくるには、やはり玖珠町から本当にこういう先生がいたということをわかってもらえる。理解してもらえる。その内容のものを考えるべきと思っております。そういう中で、まず、そういう内容、それから久留島武彦記念館に対するコンセプト等がまだまだ不足しております。ぜひ、多くの皆さん方と話し合いをして、この記念館をどういうふうなものにつくり上げていくか。そして、玖珠町に多くの人に来ていただき、久留島武彦先生がどういう人だったと、そういうものをわかるような施設にしてもらいたいということでございます。

その中で、先ほど委員長報告にもありましたが、耐火性については、収蔵庫のみの耐火性ということでございます。久留島武彦記念館をつくった場合、資料展示をあちこちで展示するようになると思います。そういうときに大事な資料が、耐火性のないようなところ、今度、木造建築でされるということでございますが、木造建築というのも、今の建物が木造だから木造でいくということでございますが、その耐火性にとっても危険であるようなものをつくって、大事な資料等を展示するというのは、余りにもお粗末過ぎるんじゃないかなと。やはり我々にとって大事な久留島先生の宝物を、やはりその記念館自体が、耐火性があり、防湿性があり、安心して預けられるような、そういう場所にしてほしいなというように思っております。

それから、埋蔵文化財の調査につきましても、若竹保育園がある建物そのものの下の調査ということでなく、遊具等のある場所の調査ということでございます。やはりこの際、全ての若竹保育園の部分をちゃんと調査し、玖珠町にとって本当に宝となるようなものがあるかどうか、ちゃんと調査した上で、あの場所で場所的には僕はどうか今言うつもりはありませんが、ちゃんとしたものをつくってほしいという気持ちであります。

それから、もう一点は、10款2項2目小学校振興費、10款3項2目中学校振興費にある備品購入費の減額補正であります。これは決して多くない予算計上の中にある図書購入費や教材備品費に関する減額補正であります。我々、子供を大事にする、子供のためにやってきた政策の中で、図書というのはやはり大事なものでありますし、皆さんが、町民が望んでいる公立の図書館、今、児童図書館としてわらべの館がありますが、それとは別に、やはり多くの町民が望んでいる図書館等の建設もありますが、まだその前に身近な場所で、子供たちが勉強できる学校にある図書室にある図書の費用、図書費の削減をするというような予算につきましては減額すべきではない。決して多くの予算じゃありません。少ない予算の中で減額するというところでございますので、これに関しては私は反対でございます。

この2点を考えまして、今回の議案第69号の補正予算は承認できません。補正予算につきましては大事なものであり、早急に修正を行い、臨時議会等で上程をしていただき、きちんとした形のことを考えていってほしいということで、この議案第69号に対して反対の意見を申し上げます。

以上です。

○議 長（高田修治君） 議案第69号に対する賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 次に、議案第70号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第71号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第72号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

- 議 長（高田修治君） 議案第73号の原案に対し、反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第74号の原案に反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第75号の原案に反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第76号の原案に反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第77号の原案に反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第78号の原案に反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第79号の原案に反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第80号の原案に反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第81号の原案に反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 次に、発議第 2 号、玖珠町議会議員の定数を定める条例の一部改正について  
討論を行います。

反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 次に、陳情第 6 号、中学校統合についての陳情（継続審査分）に対する討論  
を行います。

賛成意見の発言はありませんか。

5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） 5 番中川英則です。

玖珠町 P T A 連合会中学校統合特別委員会代表梅木和生氏から、中学校統合についての陳情書に対  
して、賛成の立場から討論に参加をします。

この陳情書は平成 26 年 5 月 23 日に議長宛てに提出され、6 月議会で中学校統合調査検討特別委員会  
へ付託した案件であります。6 月議会では、文部科学省が統廃合に関する指針を 60 年ぶりに見直した  
ことや、中 1 ギャップの問題、中学校統合予定地である県立森高等学校の耐力度調査など、多くの課  
題がありました。また、文部科学省の諮問機関であります教育再生実行会議の第 5 次提言を待ってか  
らと思い、継続審査にすることにしたいと考えております。

閉会中に行いました 8 月 7 日の中学校統合調査検討特別委員会では、継続審査の課題に対して議論  
を行いました。この中で、教育長、教育総務課長のほうから、教育再生実行会議から出された第 5 次  
提言にある中 1 ギャップ解消等の学年割、5・4 制、4・3・2 制などがうたわれているが、玖珠町  
は今までどおり 6・3 制で中学校統合について行っていく。また、中 1 ギャップの解消については、  
児童生徒及び先生の小・中の交流によって解消していくなどの話でありました。

議員各位も同様だと思いますが、私は、玖珠町教育委員会が行った中学校 7 校を 1 校にする地域の  
説明会場、日出生地区、山浦地区、森地区、八幡地区へ 4 カ所行ってまいりました。その説明会には、  
教育長初め、教育総務課の職員、また教育委員長、各教育委員の方々が、私が参加した説明会場に出  
席をしていました。

最初に、教育委員会から 7 校を 1 校にした経過など説明する中で、意見交換に入っていました。  
その説明の仕方は本当にわかりやすく、丁寧で真摯な説明であったと今も印象に残っています。

参加した方々の意見としては、中学校がなくなれば地域が衰退するのではないかと。また、長い時間  
でのバス通学の問題等が出されていました。その思いは、複雑かつ不安だったと思います。

しかし、その思いを払拭し、玖珠町教育委員会の説明に対して理解へと変わっていったのは、次の

説明にあったと思います。

教科に対して専科の先生がつきます。2つ目に、新しい中学校は新築が望ましいと町長へ申し入れています。3つ目に、制服についても二重の負担にならないように進めます。4つ目に、通学についても九重町と同様にスクールバスを通わせます。クラブ活動後のバスに対しても考えていますなどの言葉で、多くの親は不安があっても、7校1校への道筋に対して理解をしたのではないかと考えています。

私は、この多くの思いを込めて上程したのが、玖珠町PTA連合会中学校統合特別委員会代表梅木和生氏の陳情書だと考えています。話を聞きますと、この玖珠町PTA連合会中学校統合特別委員会は、地域の中でいろんな課題を処理し、7校1校へ推進した功労者だと私は聞きました。私のような若輩者が言うのは失礼だと思いますが、議会は、このような陳情者の思いを、この議場で執行部と闘わせるのが役目であり、執行部側に立って議論する役割ではないと考えております。教育委員会が行った地域説明会の流れや、7校1校へ認めた子供を通わせる親の気持ちを考えたとき、今回提出された陳情書の内容は当然であり、ごく普通の陳情書であると考えております。

ぜひ、この陳情者、陳情書の思いに対して、議員各位のご理解をいただき、全員一致で採択いただきますようお願いして、賛成討論を終わります。

○議長（高田修治君） 次に、反対意見の発言はありませんか。

9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 中学校統合についての陳情書に対する反対の立場で討論を行います。

平成26年6月議会におきまして、平成26年度一般会計補正予算、議案第52号において、中学校再編推進対策事業費として、森高校新設中学校建物に対する調査設計委託料2,941万1,000円が計上され、この補正予算は全議員の賛成で可決をいたしました。それによって、調査費予算が現在執行中であり、この補正予算における調査費に対する提案理由の説明が町長より述べられました。その中で、現森高等学校校舎の耐力度調査等を委託し、その結果を判断材料として専門家の意見を取り入れて、十分に精査、検討し、町の審議会や議員の皆様の意見をいただいた上で、新設中学校を新築とするか、大規模改修等で対応していくか決めていただきたいとの説明がありました。

今陳情の提出者であります玖珠町PTA連合会中学校統合特別委員会の代表の皆様、そして、本陳情に署名をさせていただいております小・中学校PTA関係者並びに保護者の皆様方の、この新設中学校は新築で学ばせてあげたいとの心情は、私も皆様と同じであります。しかしながら、新設中学校の新築事業は大きな財源を必要とし、玖珠町にとって大きな財政負担を伴うものと予想をされております。陳情書の内容につきましては、要旨2点につきましては、絶対に譲れない条件であるとされており、大変にかたい決意が示されておりますが、現時点におきまして、陳情に対する賛成か、反対かの総合的な判断材料に乏しい状況にあると考えており、よって、以下の理由によりまして本陳情に対する反対意見を申し上げるものであります。

①森高校校舎の耐力調査の結果がまだ出ていないこと。②新築、改築それぞれの事業費が幾らかか



るのか等などの試算が示されていないこと。③新築、改築の財源をどのように確保するのか、その裏づけが示されていないこと。

以上の理由により、本陳情に反対をいたすものであります。議員各位の賢明な判断をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 次に、陳情第6号、賛成意見の発言はありませんか。

13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 賛成の立場から、玖珠町PTA連合会の中学校統合特別委員会代表梅木和生氏から、中学校統合についての陳情書は、さきの中川議員が申したとおりで、私も同感でございます。しかし、私は、北山田地区が小学校を統合した経過や地域の考えを述べる中で、賛成の討論に参加したわけです。

北山田では学校統合については、他の地域より早く取り組んだ経過がございます。それは中学校ではなく、小学校の統合でありました。北山田地区は、自治区が大きく散らばっており、その地区ごとに小学校が5校ありました。昭和46年に統合の合意ができ、昭和48年、2年かけて5校を現在の北山田小学校に統合したわけでございます。

しかし、この統合は簡単なものではありませんでした。この1校統合には、当時、教育委員会だけではまともらず、町長も地域へ出かける中でまとめたと考えておりますし、また地域のPTAの皆さんが大変な労力を費やして、年月を費やして統合はできたわけでございます。

そのおかげで建てた小学校も、昨年、新しくまた建てかえなければならなくなり、木造建築で建てかえたわけでございます。生徒も地域の皆さんも非常に喜んでおると実感しておるところでございます。執行部の皆さん方のおかげで、立派な木造建築の小学校ができ上がりました。感謝を申し上げるところでございます。

しかし、そのとき、かなりのわだかまりも残っておりました。現在でも若干残っておりますが、現在、中学校統合についても簡単なものではなかったと考えております。私もこの7校1校統合の推進委員で、7校1校という線を出させていただきましたが、そういった中で教育長初め、教育総務課、各地区から出てまいりました各教育委員の皆さんが行った地域説明会で、7校1校に統合する校舎については新築が望ましいと町長に申し入れていますと説明をされました。私も一生懸命頑張っただけでございました。その流れでPTAも地域住民も、新しい中学校は新築と考えていると私は思っております。

実際、現在調べています森高校耐力度調査の結果が出ていない現状、また新築の場合の見積金額、改築の場合の見積金額が出ていない中で改築ありきの発言が出ている。住民の立場に立たなければならない議員としてはいかがなものかと考えるところでございます。

私は現段階では、PTAの陳情書の内容は当然の申し入れであり、可決すべき陳情書だと思っております。教育委員会は地域説明会の中で、新しい中学校は新築が望ましいと町長へ申し入れていますと説明をしています。また、多くの先生方も新築を望んでいると聞いております。北山田地区に住ん

でいる議員として、北山田小学校のときのようなわだかまりのない、地域住民に説明のできる、また納得のいく中学校統合にさせていただくことを願い、子供たちの夢を願い、賛成討論に回らせていただきます。

賛成討論を終わります。

○議長（高田修治君） 次に、反対意見の発言ありませんか。

1 番宿利忠明君。

○1 番（宿利忠明君） 1 番宿利忠明です。

反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

まず最初に、子供を持つ親として、将来、新設中学校に入学する孫もおります。皆様方の考えは十分理解しているつもりであります。しかし、明確な理由もなく不採択とされた、初めからリニューアルでいいといった考えに対して、いかがなものかと言われておりますが、決してそうではないと言わせていただきたいと思います。

それでは、反対討論をいたします。

まず、1 番目であります。陳情、請願は、唯一、地域住民や各種団体が自分たちの意思を酌んで、議会からも予算権、執行権を持つ町長にお願いをしてほしいという手段です。新築かリニューアルかは、執行部が判断することです。その判断に対して、予算面を含めて今後検討しなければならない問題は山積をしております。あらゆる角度から私たちは検討をして、最終的な判断をしなければならない立場です。しかしながら、本陳情は、要旨 2 点は絶対に譲れない条件であると総意の上で決定したとあります。条件付きの陳情は、極めて特異なもので、類を見ない陳情方法です。条件付きの本陳情を採択した場合、あらゆる角度から判断できる立場でしょうか。疑問に思うところであります。

2 番目は、耐力度調査費を含む補正予算 2,900 万円余りを、6 月議会で全員一致で承認した事実があります。現在、業者は調査中であります。調査結果を尊重して、考慮しながら検討する立場であります。最初から新築が絶対条件という本陳情を採択するのなら、調査の必要があるのでしょうか。理解できない点であります。

3 番目であります。玖珠町新中学校開設推進協議会が 6 月に設置されました。部会も設置され、協議会委員が、所属している各団体から選出された委員によって協議が進められます。各部会で自由に意見を述べる機会もあるわけです。十分に討議をして、自由闊達な意見交換も条件つきで話すことができるでしょうか。これも気になるところです。

以上の点から本陳情は不採択とするのが望ましいと思われまふ。この点、ご理解をいただき、ご協力をお願いして、反対討論を終わります。

○議長（高田修治君） 次に、賛成意見の発言を求めます。

10 番松本義臣君。

○10 番（松本義臣君） 議席番号 10 番松本義臣です。

私は、この中学校の特別委員会に所属しておりません。そういう観点の中での意見を、賛成意見

ということで述べさせていただきたいと思います。

まず、P T A連合会の方々には、この中学校統合問題に関しましては、先ほどありましたように平成23年11月から設置をされ、本当に前向きに真摯的に行政等と協議をしてこられたことに対しまして敬意を表するものであります。

また、本議会の開会日に、中学校統合調査検討特別委員会委員長報告等で報告がございまして、その点は省略をいたしますけれども、今日、陳情書の採択をめぐって、なぜ陳情書が不採択になったか具体的な理由も示されず、どう判断すべきか悩みました。しかし、議員としての役割を考えたとき、地域住民や各種団体が、意見、要望を述べる唯一の場が陳情書です。その思いを素直な気持ちで受けとめたときは、私はP T Aの陳情に対する中身に何ら反対する理由はありません。同時に、この町の将来を考えたとき、学校教育のあり方を思ったとき、よりよい学校施設を建設することは、この町の議員としての役目だとそういうふうに思いました。

また、本年6月議会の委員長報告の中で、新校舎は新築か改築かと、そういう委員からの問いがありました。その報告の中で、町長は次のように回答しています。先ほどの賛成意見の中での、重複しますけれども、①として教育委員会から新中学校は新築が望ましいと申し出があったと。②点目として、現森高校校舎の耐力度調査の結果をもとに、新築と長寿命化改修のコストを比較して、その結果をP T Aやそれぞれの委員会に諮って回答しますと、そういった報告がございまして、この6月の予算の中で、先ほどから何回も出ましたが、この耐力度の調査費2,540万7,000円を私は認めたところであります。

今回の陳情理由は、3点大きな柱がありますけれども、この理由は、私はP T Aの方、保護者の方、当然のことであると思います。これは本来ならば、行政のほうで事業計画、青写真、そういったのを早くつくって、名目統合とか、実質統合とか、そういう形の中で皆さんに説明をし、協力、協議を求めることが、私は本筋だと思います。また、行政においても、国から公共施設の長寿化対策についての推進、そういったことも通達や指示されていることも私は承知をしております。最終的には、こういうことがありますけれども、町の主体性でないかなと私はそういうふうに思います。子供を中心とした童話の里のまちづくり推進するために、恥じないような、確固教育を確立するべきではないかな、私はそういうふうに思います。結論といたしまして、賛成討論の今までのP T Aの方々の協議等の経過を踏まえして、これは本当にP T A協議会からの本音の意見であろうかと思えます。

本町は昭和の時代、森中央小学校、それから全国では珍しい小学校の5校統合をやりました。そして、そのとき私も行政側でそれを担当させていただき、統合することができました。今回は中学校1校にする大事業であります。100年の計と言っても過言ではありません。そういうことを考えますと、繰り返しますけれども、やはり本町の主体性を早急に確立して、事業概要、そういった計画内容、具体的に明確すること、これは早急に望まれることであります。

そういうことで私はこの案件について、私は賛成の立場の討論に参加させていただき、議員の皆さんにおかれましても、本陳情書の意を理解されまして採択をされるようご協力をお願いいたしまして、

賛成討論を終わります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） ちょっと待ってください。

反対意見の発言ありますか。

〔「そうじゃなくて、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 11番清藤一憲君。

○11番（清藤一憲君） ただいまの松本議員の、委員会の中で十分な審議がなされなかったという文  
言がありましたけれども、事実、委員会の中では皆さん方に審議をお願いしました。その中で、陳情  
内容がもうはっきりしているの、採決に移ったらどうかという委員会の中の発言でございましたの  
で、採決をしたわけでございます。決して審議をしなかったわけではございませんので、その点、誤  
解のないようにお願いいたします。

○議長（高田修治君） これは、委員長発言ということであります。

○11番（清藤一憲君） はい、結構です。

○議長（高田修治君） ほかに反対意見の発言ありませんか。いいですか。

〔「議長、賛成意見からよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 賛成意見、どうぞ。

15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 15番繁田です。

私は、陳情書に賛成の立場から討論を行います。

去る6月議会に提出されたことは、皆さん述べられましたから、陳情書の提出内容はよくわかった  
と思います。中学校統合は、この町では平成8年に端を発し、玖珠町学校教育審議会は、町内中学校  
7校を2校に再編し、平成12年をめぐりに2校同時発足を目指す旨を答申を渡されました。平成8年のこ  
とです。5年間地域を巻き込み、けんけんがくがく議論され、当時のPTAの方は、地域から学校を  
なくすな。地域住民も巻き込んですさまじい運動でした。教育委員会は平成13年に中学校再編事業を  
凍結しました。平成23年、あれから9年の時を経て凍結は解除されました。著しい児童生徒数の減少  
予測や、教育効果が問われ、新たに中学校の再編が議論されたのです。

玖珠町総合教育審議会は、町長と協議の上、「平成25年3月議会に7校を1校にする。校地につい  
ては森高校跡地が最適地である。校舎は新築が望ましい。開校年度は28年4月を目指す」と方針を提  
起されました。それを受けてPTAは、「長い間、中学校統合で児童生徒とその家族は疲弊している。  
PTAとしては議論の上、新築と進入路の整備をきちんとしていただければ合意する」と結論を出さ  
れたのです。あるPTAの方は、「やっとの思いで7校1校に決断しました。地域から学校がなくな  
るというのは本当に寂しいことです。私たちの思いをぜひ理解してください」と切実に訴えていまし  
た。

賛否を問われた議会の中学校特別委員会の8名、これは各地区から2名ずつ選出された議員による委員会です。PTAの思いを受けとめることもなく、採択の理由を明確にもせず、不採択としました。本日、反対討論でその理由が明確にされるというふうに思っておりました。賛否は議員の権利として当然ですが、私が心配するのは、反対した根拠を明確に示すことができるのか。財政的というなら、建築に当たり、積算根拠をみずからで出したのか。予算獲得の補助金制度を勉強したのか。

例えば、新築なら補助金が55%、リニューアルなら30%。仮に10億円が新築とするなら、新築の場合の自治体負担は4億5,000万円。リニューアルには最低でも6割から7割かかると言われています。6割の6億円のリニューアルをするなら、その補助金は30%ですから、自治体負担は4億2,000万円です。新築とリニューアルでの差は3,000万円です。これは現在、文科省がその方針を変更する可能性があると言っていますが、現在のところの予算の組み立てはそういうふうになっております。

さらに、一日も早い開校のためと言われる人もいますが、今日まで18年間議論をしてきたんです。この18年間の責任は一体どこにあるのだろう。私たち、議会議員としてもその責任を痛切に感じております。

また、耐力度調査を待って結論を出すべきではないかというふうに言われるかもしれません。それなら、その委員の皆さんは、そのときに委員会を継続審査にすればよかったんです。陳情書の趣旨をきちんと理解すれば、校舎に耐力がある、なしにかかわらず、統合校は新築してほしいというのが中身なんです。反対される方は、初めからリニューアルありきではなかったのでしょうか。新築に踏み切るなら最低3年はかかります。その間に、文部科学省が4・3・2制度の全国的な導入に入っても対応できるような学校をつくることも大事な要素です。今からでも私は遅くないと思います。反対の意思をお持ちの方もぜひ、PTAの皆さんの意思を酌んで、賛成していただきたい、切にそう願っています。

先ほど松本議員が言われましたように、請願や陳情は、地域住民が、予算、執行権を持つ町長と執行部へみずからの思いを伝える唯一の手段です。そのお手伝いをするのが議会であり、議員です。これまで遅々として進まなかった中学校統合、やっとの思いで7校1校に合意したPTAの意思を尊重し、議会として陳情者の採択に協力し、町執行部へ思いを伝えようではありませんか。確かに、予算的な面を含めて、今後検討しなければならない課題が山積しています。

平成25年10月、玖珠中学校の生徒による中学生議会が開催されました。ある生徒は、校舎を新築して、ここのえ緑陽中学校に負けない学校をつくってほしいと訴えています。私もそう思います。財政的な問題は大人の責任です。今回、玖珠町の学力は著しく向上しました。そのためには、教師の方の頑張りを初め、地域の方々の寺子屋制度への協力やコミュニティスクールもその役割を果たしていただいています。学力が向上し、教育環境のいいところに子供を住ませたい。そんな学校へ通わせたい。新しく希望の持てるすばらしい教育環境の学校、それが頑張った児童生徒や教師へのプレゼントではないでしょうか。

議会議員の皆様に、今議会へ提出された統合中学校の新築並びに施設の一新と、進入路の整備につ

いて、陳情者の思いを真摯に受けとめ、採択にぜひともご賛同のお願いをして、賛成の立場からの討論を終わります。

○議 長（高田修治君） 次に、反対意見の発言ありませんか。

8 番河野博文君。

○8 番（河野博文君） 反対意見を申し上げます。

我々は……

〔「反対意見がなかったから賛成討論、続いたわけですから。何で反対討論が続くんですか」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） いいです。意見があればどうぞ。

〔「賛成、反対、賛成って言って、反対がなかったから、賛成、賛成っていったわけですからね」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） はい。今の……

〔「反対に上がるのおかしいんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） いや、いいですよ。

〔「意見があればいいの」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 意見があれば、討論ですから、どうぞ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） はい。

〔「一旦、じゃ、手順調べてくれませんか」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） はい。お待ちください。

暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

△

午前11時30分 再開

○議 長（高田修治君） 再開いたします。

先ほど反対意見の挙手がありまして、それを議長として許可をいたしましたが、先ほどの反対討論のときの反対がなくて賛成討論が2人続いたということで、交互の原則からいけば、これはこの時点で一応討論を終わったということが通常であります。そういうことで今回は討論をこれで終わりたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） これにて、討論を終結いたします。

はい。

○4 番（廣澤俊幸君） 4 番廣澤です。

この討論は今回初めての討論で、こういう事態もあるだろうと思って、初めてのケースですね。

レアケース。いろいろわからない面があった。だからといって形式的にやるだけじゃなくて、反対討論はまだ今も出たから、それを聞かせるという機会をいただきたいということをお願いします。

〔「そんなこと言われると切りがない」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） それでは、これにて討論を終わります。

次に、陳情第10号、「手話言語法（仮称）」早期制定を求める意見書の提出を望む陳情書に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） これにて、陳情第10号の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

### 日程第3 採決

○議長（高田修治君） 日程第3、これより採決を行います。

最初に、議案第54号、玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決であります。原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第54号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第55号、玖珠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第56号、玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第57号、玖珠町水道用水供給事業の設置等に関する条例の制定について、委員長報告は

原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号、玖珠町水道用水供給条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号、玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第60号、玖珠町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第61号、玖珠町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第62号、玖珠町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第69号、平成26年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）に対する委員長報告は原案のとおり可決であります。反対意見の発言はありましたが、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長（高田修治君） 起立多数です。



よって、議案第69号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。

議案第70号から議案第73号までの4議案は、平成26年度特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを一括して採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第70号から議案第73号までの4議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第70号から議案第73号までの4議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第74号は、平成25年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第74号について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。

よって、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第75号から議案第80号までの6議案は、平成25年度玖珠町各特別会計並びに水道事業会計の決算認定についてであります。別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを一括採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第80号までの6議案は、一括して採決することに決しました。

議案第75号から議案第80号までの6議案については、いずれも委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第75号から議案第80号までの6議案については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第81号、平成25年度玖珠町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第2号、玖珠町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採択いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第2号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。

よって、本議案は、可決することに決しました。

次に、陳情第6号、中学校統合についての陳情書に対して委員長報告は不採択ですが、陳情第6号を採択することに賛成の方の起立を求めます。間違えないようにお願いします。採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高田修治君） 起立多数です。

よって、陳情第6号は、採択することに決しました。

次に、陳情第10号、「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出を望む陳情書に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。

よって、陳情第10号は、採択することに決しました。

#### 日程第4 議員派遣について

○議長（高田修治君） 日程第4、議員派遣について議題といたします。

今定例会より12月定例会まで、別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

#### 日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長（高田修治君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

委員会の閉会中の継続審査の付託について、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長から委員会所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中に

においてもなお継続審査いたしたい旨の申し出がありましたので、これを議題といたしたいと思います。  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、お手元にお配りしました継続審査付託表のように、閉会中にそれぞれの委員会が所管事務について、継続審査を行うことにいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます・

よって、議会運営委員会、基地対策特別委員会及び中学校統合調査検討特別委員会の委員長からの申し出のとおり、閉会中においても所管事務について継続審査を行うことに決定いたしました。

## 日程第6 議員発議

### ・意見書（案）の提出について

○議 長（高田修治君） 日程第6、議員発議を議題といたします。

お手元に配付してあります発議第3号が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第3号 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、8番河野博文君。

○8 番（河野博文君）

発議第3号

平成26年9月26日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 玖珠町議会議員 | 河 野 博 文 |
| 賛成者 | 々       | 宿 利 忠 明 |
| 々   | 々       | 大 谷 徹 子 |
| 々   | 々       | 秦 時 雄   |
| 々   | 々       | 宿 利 俊 行 |

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）

手話は、音声聞こえない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくいろう者にとって、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み、人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠な言語である。

2016年12月に国連総会において採決され、2008年に発行した「障害者の権利に関する条約」第2条において、「言動」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知され、2009年には、政府が内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、同条約が2014年1月に批准された。

2011年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記された。

さらに、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法（仮称）」を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国会及び政府において、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

大分県玖珠町議会

議長 高田修治

衆議院議長 伊吹文明 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

以上です。

○議長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第3号に対する反対意見の発言ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第3号、「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）の提出について、別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議 長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、本意見書（案）は可決することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 平成26年第3回玖珠町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る9月5日から本日26日までの22日間の日程でございました。上程いたしました人事案件1件、条例制定案件5件、条例の一部改正案件4件、物品等の購入契約案件6件、補正予算案件5件、決算認定案件7件、未処分利益剰余金処分案件1件の計29議案及び報告3件について、議員各位の活発なご議論と慎重なご審議を賜り、いずれの案件もご承認をいただきました。誠にありがとうございます。

また、審議におきましては、本町が抱えておりますさまざまな重要課題につきまして、多くのご示唆、提言をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

町内全域で秋の取り入れが進んでおります。しかしながら、今年の8月は西日本を中心に記録的な大雨となり、日照不足による影響から、例年よりお米の収穫量が少ないという声が聞かれ、大変危惧しているところでございます。

さて、議会開会中に、久大地区を中心に第67回県民体育大会が開催され、玖珠町でも総合運動公園での野球、ソフトボール、テニス等の競技が行われました。玖珠郡チームは39種目の競技に、総勢

496名選手団を送り込みました。大会では、クレール射撃とラグビーが優勝するなど好成績を上げております。

早いもので、本年も上半期が終わり、下半期に入ろうとしています。これからも、当初計画どおり事業執行を本格的に進めてまいります。あわせて、来年度に向けた取り組みとして、政策事業3カ年計画の策定、27年度の当初予算の編成に向けて、各課との協議を行うこととなります。

ここで、当面の町行事の主なものについて、目を追ってご報告申し上げます。

10月5日には、第55回玖珠町民体育大会が開催されます。開会式は8時30分を予定しております。多くの町民の皆さんの参加をお願いするところでございます。

次に、わらべの館開館30周年記念行事として、人形劇団ひとみ座が久留島武彦名作選、「ともがき」、「ゆめうりふくろう」、「トラの子うーちゃん」等を題材に人形劇を制作いたしました。NHK「ひょっこりひょうたん島」の制作等で長年活躍している劇団として、皆様よく御存じのことと思います。ひとみ座はこれから3年から4年かけて、この作品を持って全国公演を行ってまいります。

1年間に100から150公演が開催される予定です。玖珠町では、この機会を玖珠町及び久留島武彦先生の新たなアピールの手段として、ひとみ座と協定を締結いたしました。早速10月には、玖珠町で公演が行われます。14日、森自治会館、15日は玖珠自治会館で、それぞれ昼夜2回公演で、一般公演は19時の公演となっております。とてもすばらしい作品ですので、ぜひご覧いただきたいと思います。

次に、10月19日、メルサンホールで開催されます「われら現役大会」のご案内です。当日は、13時30分開会で、体験発表の後、「心にビタミンを〜見直そう！近所力・地域力〜」と題しまして、元殿さまキングス、現在NPO法人命のつどいの理事長、多田そうべい氏の講演会が予定されております。

最後に、10月25日、第26回星空の街・あおぞらの街全国大会が玖珠町で開催されます。「澄んだ空 童話の里と星の里」を大会テーマといたしまして、調査報告会、記念講演会等が行われます。午後1時30分、歓迎アトラクション、午後2時の開会となります。議員の皆様方には、大会の成功に向け、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

天候不順で雨の続く毎日でありましたが、最近では朝夕めっきり肌寒くなっていまいりました。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、引き続き健康に十分にご留意の上、町政発展のため、ご活躍されますようご祈念申し上げまして、平成26年第3回玖珠町議会定例会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高田修治君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成26年第3回定例会は、去る9月5日開会以来、本日まで22日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におかれましても終始極めて真剣なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

特に、今議会は、陳情に対する討論や、議員発議による議員定数削減に伴う条例の一部改正等、議員各位におかれましては、私の不手際もありご迷惑をおかけしましたが、活発で真摯な議論がなされ、加えて議会運営にご協力いただきましたことをお礼申し上げます。

さて、玖珠町では、台風16号は大きな災害もなく、稲穂も色づき、秋本番を迎え、爽やかな季節と

なりました。農産物の収穫やスポーツ・文化行事など多くの行事が控えております。議員、執行部各位には、くれぐれも健康に留意し、それぞれの場においてご活躍されますよう祈念するものであります。

これをもちまして、平成26年第3回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月26日

玖 珠 町 議 会 議 長      高   田   修   治

署   名   議   員      石   井   龍   文

署   名   議   員      藤   本   勝   美